

## 太田市地域生活支援拠点事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、障がい者等の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がい者等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、障がい者等を地域全体で支えるサービス提供体制の整備を図ることを目的として、太田市、太田市障がい者相談支援センター、太田市地域生活支援拠点事業所（以下「拠点事業所」という。）及び太田市地域生活支援拠点協力事業所（以下「協力事業所」という。）が機能を分担しながら地域の実情に合わせて創意工夫により地域の障がい者等の生活支援を行うための太田市地域生活支援拠点事業（以下「拠点事業」という。）を円滑に推進するために必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「障がい者等」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項に規定する障害者及び同条第2項に規定する障害児をいう。

2 この要綱において「緊急時」とは、市内に住所を有する障がい者等が次の各号のいずれかに該当する場合で、その者への支援が当日又は翌日に必要となり、太田市、太田市障がい者相談支援センター、拠点事業所及び協力事業所が相互に連携して対応する必要があるときをいう。

- (1) 障がい者等を常時介護する者の急病等の理由により、障がい者等の安全が確保できず、障がい者等の一時的な保護が必要な場合
- (2) 火災等の理由により、障がい者等の一時的な保護が必要な場合
- (3) 虐待等により、障がい者等の一時的な保護が必要な場合
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、障がい者等の一時的な保護が必要な場合であると市長が認める場合

### (拠点事業所及び協力事業所の要件)

第3条 拠点事業所及び協力事業所の要件は、次のとおりとする。

- (1) 拠点事業所 社会福祉法人等の運営規程に「太田市地域生活支援拠点の機能を担う事業所」として規定され、拠点事業所として太田市地域生活支援拠点事業所・協力事業所届出書（様式第1号）により太田市に届出を行い、太田市地域生活支援拠点の機能を担うことが適切であると市長が認めること。
- (2) 協力事業所 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9

月29日厚生労働省令第171号)に定める事項のうち「基準該当障害福祉サービスに関する基準」を満たすと認められる事業所等で、太田市地域生活支援拠点事業所・協力事業所届出書により太田市に届出を行い、障がい者等の受入れを行うことが可能であると市長が認めること。

(事業内容)

第4条 拠点事業は、「地域生活支援拠点等の整備促進について」(平成29年7月7日障  
障発第0707第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)にお  
いて示された「面的整備型」を基本としながら、地域の各種福祉的資源と連携して次に  
掲げる機能を整備する事業とする。

- (1) 相談 障がい者等やその保護者又は障がい者等の介護を行う者からの生活全般に関  
する相談に対応し、必要な情報の提供や助言、適切な支援を受ける為のコーディネー  
ト及び障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行うこと。
- (2) 緊急時の受入れ・対応 障がい者等やその保護者又は障がい者等の介護を行う者か  
ら緊急時となる旨の相談を受けた場合、拠点事業所、協力事業所及び医療機関と連携  
し、緊急的に支援を行うための要請を行うとともに、支援に必要な情報提供を行うな  
ど、支援者間の連絡調整及び緊急受入れ後の地域生活のために必要な支援を行うこと。
- (3) 体験の機会・場 拠点事業所及び協力事業所と連携し、障がい者等の地域移行支援  
や親元からの自立等に当たり、共同生活援助や日中活動事業所等の利用を促進し、地  
域生活の体験の機会・場の整備を行うこと。
- (4) 専門的人材の確保・養成 医療的ケアや強度行動障害など、専門的な支援スキルを  
必要とする障がい者等の支援を可能にするための人材の確保・養成に努めること。
- (5) 地域の体制づくり 拠点事業所や協力事業所等と連携し、地域に居住する障がい者  
等の生活状況の把握や、様々なニーズに対応するためのサービス提供体制の確保のた  
めに地域の社会資源ネットワークの構築を図ること。

(実施主体)

第5条 拠点事業の実施主体は、太田市とする。

- 2 市長は、拠点事業の全部又は一部について、これを適切に実施することができると認  
める拠点事業所、協力事業所又は太田市医師会より推薦を受けた医療機関若しくは市長  
が認めた医療機関に対し委託することができる。

(委託内容)

第6条 委託の対象となる拠点事業は、緊急時の受入れ・対応に含まれる次の各号のい  
ずれかに該当する事業とする。

- (1) 緊急受入れ 緊急時にある障がい者等について、宿泊を伴う受入れその他必要な支援を行う事業。なお、受入れの場所については、寝食を行うのに適当な場所であれば、必ずしも短期入所の指定を受けた居室に限るものではない。
- (2) 緊急生活支援 障がい者等の緊急時に対応するため、拠点事業所、協力事業所、自宅等において緊急一時的に入浴、排せつ、食事の介護等の支援を行う事業
- (3) 緊急受入検査 緊急受入れを行う際に感染症等の検査を行う事業。なお、検査は、初診、肝炎関連検査、梅毒血清検査、MRSA検査その他必要な検査を実施するものとする。

(委託料)

第7条 委託により拠点事業を行った場合の委託料は、別表に定めるところによるものとする。

(実績報告)

第8条 受託事業者は、拠点事業の利用実績を緊急時受入れ・対応事業実績報告書（様式第2号）により、太田市に報告するものとする。

(検査及び支払い)

第9条 市長は、緊急時受入れ・対応事業実績報告書を受領したときは、これを速やかに検査するものとする。

2 受託事業者は、前項の検査に合格したときは、緊急時受入れ・対応事業請求書（様式第3号）を市長に提出することができる。

3 市長は、支払請求があったときは、その内容を審査し、速やかに委託料を支払うものとする。

(個人情報の取扱い)

第10条 太田市及び太田市障がい者相談支援センターは、同意書（様式第4号）により障害者等の個人情報の収集及び提供に関して同意を得た場合、太田市地域生活支援拠点における生活支援のため、公的な相談機関、障害者支援を行う社会福祉法人その他障害者支援に携わる支援機関等との間で、その障害者等の個人情報を活用することができる。

(受託事業者の責務)

第11条 受託事業者は、障がい者等の人格を尊重してその業務を行うとともに、正当な理由がなく業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(その他)

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

区分	単位	金額
緊急受入れ	1日当たり	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号。以下「報酬基準」という。）に定める短期入所サービス（福祉型短期入所サービス費I）の区分6の単位数に厚生労働大臣が定める1単位の単価（平成18年厚生労働省告示第539号）で定める1単位の単価（以下「単価」という。）を乗じた額（1円未満の端数は切捨て）</p> <p>基準該当事業所が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第19条における短期入所を緊急的に実施した場合は、報酬基準に定める緊急短期入所受入加算（I）に定める単位数に単価を乗じた額（1円未満の端数は切捨て）</p>
緊急生活支援	時間当たり	支援を行った時間により、報酬基準に定める重度訪問介護サービス費に定める単位数に単価を乗じた額（1円未満の端数は切捨て）
緊急受入検査	1回当たり	検査に要した額。ただし、上限を13,000円とする。